

日本及び海外における石綿規制の経緯

【クロシドライト(青石綿)】

時期	日本における規制の動き	海外における規制の動き
1971年(昭46)	特定化学物質等障害予防規則の制定	
1972年(昭47)		ILO、WHOの専門家会合で石綿のがん原性を指摘
1975年(昭50)	吹付け石綿の原則禁止	
1976年(昭51)	石綿の代替促進通達(特にクロシドライト)	
1986年(昭61)		ILO石綿条約採択(クロシドライトの原則使用禁止)
		独が使用を原則禁止(アスベストセメント管、耐酸・耐熱パッキン等は段階的に禁止)
1987年(昭62)	業界の自主規制により使用中止	
1989年(平元)		WHOが使用禁止を勧告
		米が石綿の使用禁止規定を制定
1991年(平3)		米の石綿規制が裁判により無効に
1992年(平4)		英が使用禁止
1993年(平5)		EUが使用禁止
		米が一部の製品の使用を禁止
1994年(平6)		仏が使用禁止
1995年(平7)	使用禁止	

米は、一部の製品を除き使用可能

日本及び海外における石綿規制の経緯

【クリソタイル(白石綿)】

時期	日本における規制の動き	海外における規制の動き
1971年(昭46)	特定化学物質等障害予防規則の制定	
1972年(昭47)		ILO、WHOの専門家会合で石綿のがん原性を指摘
1976年(昭51)	石綿の代替促進通達	
1983年(昭58)		カナダが管理使用の方針を採用
1986年(昭61)		ILO石綿条約採択(クリソタイルの管理使用)
1987年(昭62)		WHOが石綿代替品であるグラスウール、ロックウール等を「発がん性の可能性あり」と分類
1989年(平元)	石綿代替品の調査研究(～1993年)	米が石綿の使用禁止規定を制定
1991年(平3)		米の石綿規制が裁判により無効に
1993年(平5)		米が一部の製品の使用を禁止
		独が使用を段階的に禁止(現在でも補修用品等は使用可能)
1996年(平8)		仏が使用を段階的に禁止(～2002年)
		カナダが仏の禁止措置をWTOに提訴
1999年(平11)		英が使用を段階的に禁止(現在でも一部製品は使用可能)
2000年(平12)		カナダが仏の禁止措置に関しWTOに提訴していた件で、仏勝訴
2001年(平13)		WHOが石綿代替品であるグラスウール、ロックウール等を「発がん性に分類しない」と再評価(代替品としての安全性を示す)
2002年(平14)	代替化検討委員会(～2003年)	仏が使用を全面禁止
2004年(平16)	石綿の含有製品(建材等)の使用を禁止	
	禁止が猶予されている石綿含有製品の代替化を関係団体に要請	
2005年(平17)		EUがすべての種類の石綿の使用を原則禁止

米は、一部の製品を除き使用可能

日本及び海外における石綿規制の経緯 (一般大気環境)

時期	日本及び海外における規制の動き
1972年(昭47)	● I L O、W H Oにて石綿にがん原性があることが認められた。 →環境庁は、1975年より、環境大気中の石綿濃度の測定法を検討。
1977年(昭52) ～78年(昭53)	○ 石綿製品製造工場周辺を測定。 【測定結果】検出限界以下～58本/リットル 【評価】環境庁検討会は、この時点ではまだ情報が不十分であるとして、大気環境濃度等の詳細なデータの収集を求める。
1981年(昭56) ～83年(昭58)	○ 工業地域、住宅地域、道路沿線、山間地など、一般環境濃度を網羅的に測定。 【測定結果】0.41本～12.31本/リットル 【評価】環境庁検討会は、一般環境大気中の濃度は現在の作業環境濃度よりも一般にはるかに低い濃度にあると評価。
	● この間、海外では、米国で1975年、フランスで1980年、西ドイツで1983年から排出規制を開始。 (規制基準：米国「石綿の目に見える排出がないこと」 フランス「排出口濃度 0.5mg/m³ (10,000本/リットル)」 西ドイツ「排出口濃度0.1mg/m³ (2,000本/リットル)」)
1985年(昭60) ～87年(昭62)	○ 再度、一般環境測定を1985年から開始。また、工場・解体工事周辺での精密な調査を1987年に実施。 【測定結果】一般環境濃度………0.09本～5.83本/リットル 工場敷地境界濃度……0.34本～378本/リットル 【評価】環境庁検討会は、一般環境中の石綿濃度は、作業環境濃度より一般にはるかに低く、一般国民にとってのリスクは著しく小さいとしつつ、排出抑制の十分な実施が疑われる場合もあると評価。

1986年(昭61)	● W H O で環境保健クライテリアを発表。 (世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は 1 本 ~ 10 本 / リットル程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低いと記述。)
1987年(昭62)	● E C 全体で排出規制を開始。 (規制基準 : 排出口濃度 0.1mg/m³ (2000 本 / リットル))
1989年(平元)	○ 大気汚染防止法を改正。 → 石綿製品製造工場に対し、敷地境界の濃度基準を 10 本 / リットルとする規制を導入。
1991年(平 3)	○ 廃棄物処理法を改正。 → 解体時に発生する飛散性の廃石綿を特別管理産業廃棄物に指定。 (1987 年以來行政指導で行っていたものを法制化。)
1996年(平 8)	○ 大気汚染防止法を改正。 → 石綿使用建築物の解体・補修作業に対し、作業基準の遵守を義務付け。 (1987 年以來行政指導で行っていたものを法制化。)